

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 8月 1日～ 令和10年 3月31日までの 2年9ヶ月間

2. 内容

目標1 :計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率50%以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率80%以上

〈対策〉

- 令和8年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施
- 令和8年4月～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する。

目標2 :全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月40時間未満とする。

〈対策〉

- 令和7年 8月～ 各部署における問題点の検討の実施
- 令和8年 8月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施

目標3 :小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の対象を就学中の子を持つ社員にまで拡大する。

〈対策〉

- 令和7年8月～ 制度導入
説明会による社員への短時間勤務制度の周知